

年金生活者等支援臨時福祉給付金（高齢者向け）のお知らせ

「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい低所得の高齢者を支援するために、低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金を支給します。

この給付金は、平成27年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち、平成28年度中に65歳以上となる方が対象となることから、平成27年度の税情報などをもとに、支給対象と思われる方へ申請書類を4月中旬以降に郵送します。

申請を希望される方は、4月25日から8月1日までの申請期間内に手続きをしてください。

【支給対象者】

平成27年度臨時福祉給付金の支給対象者（平成27年度分市民税（均等割）が課税されていない方）のうち、平成28年度中に65歳以上となる方（昭和27年4月1日以前に生まれた方）が対象です。

※市民税が課税されている方に扶養されている方、生活保護を受けられている方などは対象外です。

【支給額】

支給対象者1人につき3万円

手続きの流れ

① 申請書がご自宅に届きます。（4月中旬以降）



- 給付金の支給対象者に該当と思われる世帯へ、4月中旬以降に申請書類を郵送します。
※支給対象だと思われるのに、申請書が届かない場合は、お問い合わせください。

② 申請書を郵送してください。（4月25日から8月1日まで）



- 申請書に必要事項を記入し、同封の返信用封筒で市役所へ郵送してください。
※市役所でも受付します。
- 【申請受付期間】4月25日（月）から8月1日（月）まで
※期間を過ぎますと受付できませんのでご注意ください。
- 【窓口時間】午前8時30分から午後5時15分まで（平日）
- 【受付窓口】市役所4階臨時窓口



③ 給付金が支給されます。

- 申請書に記載した指定口座に入金します。
※特別な事情がある場合は、受付窓口で現金支給します。

給付金を装った「振り込み詐欺」にご注意ください！

市町村や厚生労働省などが次のような事をお願いすることはありません。

- 1.ATM（銀行・コンビニなどの現金自動預け払い機）の操作をお願いする。
- 2.給付のために手数料などの振り込みを求めらる。

また、ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。このような電話や郵便があった場合は、迷わず、最寄りの警察署または警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

【お問い合わせ先】

市臨時福祉給付金担当（市役所4階臨時窓口）
☎38・6611（臨時福祉給付金コールセンター）
☎32・3507（介護福祉課）
FAX35・0272
Mail:kaigofukushi@city.komatsushima.tokushima.jp